

日 退 教

事務局だより

日本退職教職員協議会

発行責任者 平岡良久

24-3

2024年11月29日

12月2日から健康保険の資格確認が変わります

政府・厚労省は、2024年12月2日から、これまでの保険証を廃止して、病院、薬局等での医療保険の資格確認をマイナンバーカードで行うことを基本にするとしました。保険証として登録済みマイナカードを持っている人は、マイナカードをカードリーダーにかざして、顔認証か、暗証番号を入力して資格確認を行います。

マイナカード登録者は、10月末現在75.7%の1億300万弱の人たちです。このうちマイナ保険証に登録するのは82%で、マイナ保険証を使う人の割合は、20.7%です。利用率(件数)となると全国で15.67%にとどまっています。国家公務員の場合でも、今年9月の段階で、マイナカードの使用率は13.87%に過ぎません。

2024年12月2日以降は、現行の健康保険証の新規発行は停止されます。現行の健康保険証は、有効期限までの間、最長1年間(2025年12月1日まで)使用できます。

保険証に1年よりも短い有効期限が記載されている場合は、記載されている有効期限まで使用可能です。国民健康保険や後期高齢者医療制度の場合、多くは2025年7月か8月が有効期限です。それまで現在保有の保険証が使えます。

有効期限が切れた場合、マイナカードを保有しない人、マイナカードに保険証を紐づけしない人には、「資格確認書」が厚労大臣による職権交付(申請しなくても送られてくる)が行われます。資格確認書の有効期限は最長5年で、期限はそれぞれ保険者により異なります。ただ、永続的に更新は可能です。(自治体によってはマイナ保険証の有無にかかわらず、75歳以上の「後期高齢者医療制度」に該当する人に12月以降「資格確認証」を発行すると報じられています)

医療機関等の窓口で患者が資格確認を受ける方法(12月2日以降)(出展 厚労省資料より)

	資格確認方法	備考
①	マイナ保険証 ※顔認証マイナンバーカード含む	医療情報等の提供の同意に基づくよりよい医療を受けることが可能 12月2日以降、電子証明書の有効期限が過ぎても3か月間は引き続き資格確認を受けることが可能
	マイナポータル画面(PDF含む) +マイナンバーカード	マイナンバーカードで資格確認ができなかった場合に、窓口でスマートフォンの画面を提示
	資格情報のお知らせ +マイナンバーカード	マイナンバーカードで資格確認ができなかった場合に、窓口で資格情報のお知らせの用紙を提示
②	資格確認書(・健康保険証)	資格確認書でも保険証と同様に医療を受けることが可能 マイナ保険証を保有しない方には、現行の健康保険証の期限が切れるまでに申請によらず職権交付 健康保険証は、12月2日以降、有効期限の範囲内で最長1年間使用可能

退職者連合は、健康保険証廃止の撤回を求めてきた

退職者連合は団体署名に取り組み、さらに「健康保険証の廃止の延期を求める」意見書採択の取り組みを進めてきました。マイナンバーカードを巡るトラブルは相変わらずで、「マイナ保険証」の利用率は7%台(24年5月)にとどまっています。移行まで半年を切りましたが、政府に対して国民の声を真摯に受け止めるよう求めていきます。(2024年度運動方針・活動報告から)

マイナ保険証で受付できない

使用時のトラブルで最も多かったのは、名前に使われる旧字体などの漢字がシステム上で処理できない、次に多かったのはカードリーダーの接続不良や顔認証がうまくいかないなどの認証エラーです。厚労省 HP ではトラブルがあっても、受診時、10割負担ではなく本来の負担(1~3割)で対応するための資格確認方法(①マイナポータルをチェックするか保険証で確認、②受診歴等を口頭確認する、③受診歴等がない場合は資格申立書を記載してもらう)を示していますが。

暗証番号を忘れてしまった

マイナ保険証(登録済み)を医院等で使うには顔認証、または暗証番号が必要です。暗証番号には4種類あり、マイナ保険証を使う際には「利用者証明用電子証明書」用の暗証番号(4桁の数字)が必要です。マイナンバーカードの暗証番号を「忘れた」「間違えた(3回でロック)」「失効した」場合、リセットのために必ず役所に行かなくてはならないという不便さがあります(QRコードを利用した更新申請が利用できるケースもあります)。なお、4種類の暗証番号の内「署名用電子証明書」用の暗証番号(6~16文字の英数字)は、住所や氏名を変更すると自動的に失効してしまいます。失効したあとに「署名用電子証明書」を使う時は、あらためて市区町村役場で暗証番号を設定する必要があります。

マイナ保険証の解除はできる？

10月下旬から解除できるようになりました。解除申請は、加入している健保(国保・後期高齢者の場合は自治体)が窓口となりますが、対応はそれぞれ自治体によっても異なります。「受付開始時期」や「申請書類の入手・提出方法」なども、健保や自治体ごとにバラバラです。マイナポータルやオンラインで申請できる自治体もあります。解除までには1~2ヵ月かかります(登録は易し解除は難し)。解除されれば、資格確認書が交付されます(有効な紙の保険証の期間は、資格確認書は交付されない)。

改めてマイナ保険証は何のため

マイナ保険証のメリットの一つとして、医療情報の共有がうたわれています(「データに基づくより良い医療が受けられる」「医療現場で働く人の負担を軽減できる」…厚労省 HP)。しかし、情報の即時性がないという重大な欠点が指摘されています。データの登録に約2ヵ月かかるからです。将来的には「電子処方箋」の普及により、即時更新の機能が付加されるかもしれませんが、いまは医療データの収集とビジネス利用にとどまっています。(高知県全域と神奈川県の一部地域には、現在の紙保険証段階で、本人同意のもと、登録済みの病院、クリニック、薬局、訪問介護ステーション居宅介護事業者が通院中の患者の医療情報、検査データや処方内容が24時間以内に更新され共有するシステムが運用されている。万が一救急搬送されたときに、救急病院で閲覧可能で、診断・治療に役立つ。)セキュリティの問題も懸念されています。病気や薬の情報は、重要な個人情報であるため、電子処方箋のような外部とつながった仕組みの場合、サイバー攻撃にあうことで、外部に流出するリスクが払拭しきれないといえます。